議案第２６号

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

平成２５年５月２８日提出

提出者

向日市議会議員　天野　俊宏

賛成者

向日市議会議員　冨安　輝雄

〃　飛鳥井　佳子

〃　松山　幸次

〃　和田　広茂

〃　小野　哲

条例第　号

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例

向日市議会委員会条例（昭和３８年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中「総務常任委員会」を「総務文教常任委員会」に改め、同項中

「◦会計課の所管に属する事項」を

「◦会計課の所管に属する事項
◦教育委員会の所管に属する事項」に改め、

同表厚生文教常任委員会の項中「厚生文教常任委員会」を「厚生常任委員会」に改め、同項中「◦教育委員会の所管に属する事項」を削る。

附　則

この条例は、平成２５年８月１０日から施行する。

〈参　考〉

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例

新　旧　対　照　表

改正			現行		
別表 常任委員会の名称、委員の定数及び所管			別表 常任委員会の名称、委員の定数及び所管		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務文教 常任委員会	７人	◦市長公室の所管に属する事項 ◦総務部の所管に属する事項 ◦市民生活部のうち市民参画課及び市民課の所管に属する事項 ◦会計課の所管に属する事項 ◦教育委員会の所管に属する事項 ◦選挙管理委員会の所管に属する事項 ◦公平委員会の所管に属する事項 ◦監査委員の所管に属する事項 ◦固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 ◦他の委員会の所管に属さない事項	総務常任 委員会	７人	◦市長公室の所管に属する事項 ◦総務部の所管に属する事項 ◦市民生活部のうち市民参画課及び市民課の所管に属する事項 ◦会計課の所管に属する事項 ◦選挙管理委員会の所管に属する事項 ◦公平委員会の所管に属する事項 ◦監査委員の所管に属する事項 ◦固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 ◦他の委員会の所管に属さない事項
厚生常任 委員会	７人	◦健康福祉部の所管に属する事項	厚生文教 常任委員会	７人	◦健康福祉部の所管に属する事項 ◦教育委員会の所管に属する事項
略			略		